

◆福祉機器(用具)の利用について

I 福祉機器(用具)の利用にあたって

高齢者や障害者が自立した生活を送る上で、福祉機器(用具)は欠かせないものとなっています。利用する方も増え、広く普及してきましたが、一方で不適切な機器(用具)を使用すると逆に身体機能が低下する危険性もあります。自らの判断で安易に使用しようとせず、専門家に相談しながら適切な機器(用具)を選択することが重要です。

福祉機器(用具)の相談については、地域包括支援センター・在宅介護支援センターや、本会((一財)保健福祉広報協会)のホームページ(<http://www.hcr.or.jp>)に掲載の「常設展示場」をご利用ください。専門家への相談や実際に試乗・試用ができる場所を検索することができます。また、「介護保険制度」(2ページ参照)を利用されている方は、担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)等に相談してください。

なお、障害者手帳の交付を受けている方は「補装具費の支給」(9ページ参照)や「日常生活用具の給付又は貸与」(11ページ参照)が受けられる場合がありますので、居住する市町村の障害福祉の窓口にご相談してください。

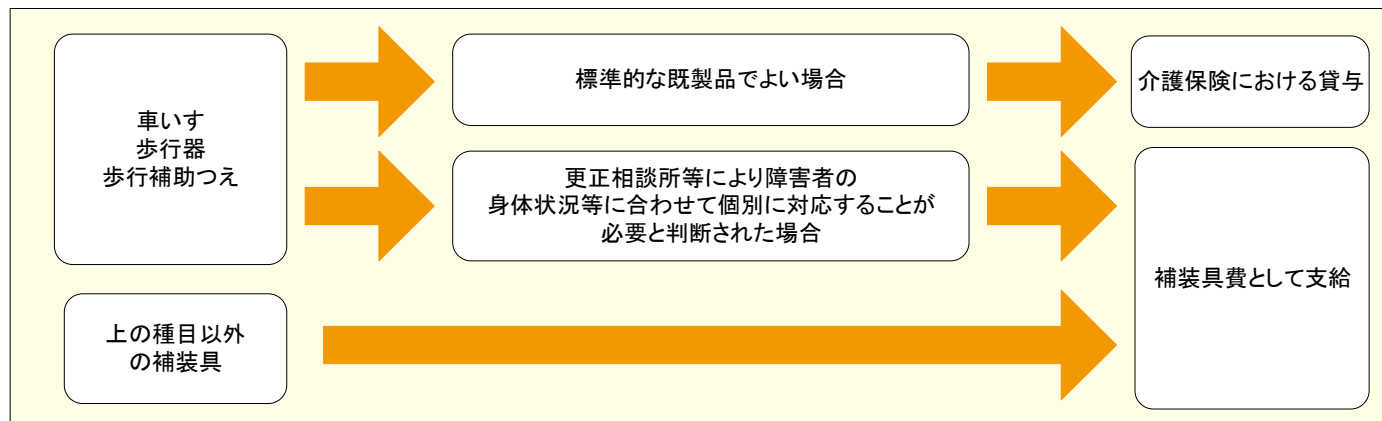
II 福祉機器(用具)の制度面での位置づけについて

福祉機器(用具)は、「介護保険制度における(介護予防)福祉用具貸与費、特定(介護予防)福祉用具購入費として保険給付される場合」、「障害者総合支援法における補装具費として支給される場合、日常生活用具として給付又は貸与される場合」に大きく二つ分かれます。それぞれがどのように適用されるかは次のとおりとなっています。

(1) 介護保険制度と補装具

介護保険で貸与される福祉用具には、補装具と同じ用具(車いす、歩行器、歩行補助つえ)が含まれています。介護保険の要介護者または要支援者で、かつ身体障害者手帳を持っている方がこれらの用具を利用するとき、標準的な既製品で対応できる場合は介護保険法に基づき貸与されます。ただし、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に合わせて個別に対応することが必要と判断された場合には、障害者総合支援法(7ページ参照)に基づく補装具費として支給されます。

図1



(2) 介護保険制度と日常生活用具

障害者総合支援法においては、日常生活用具給付等事業は地域の実情に応じて行われるものとされ、法令上、介護保険が優先されるという規定はなくなりましたが、補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用が図られています。

次に、それぞれの制度の概要について説明します。

Ⅲ 介護保険制度における福祉用具の利用について

介護保険で福祉用具を利用する場合、利用者は市町村が行う要介護認定を受ける必要があります。要介護認定結果は、大きく分けて「要介護者：要介護度区分において要介護 1～5 に属する者」、「要支援者：要介護度区分において要支援 1・要支援 2 に属する者」に分けられます。介護保険における福祉用具の利用方法には貸与と購入があり、それぞれ手続きが異なります。

図2 福祉用具貸与の流れ

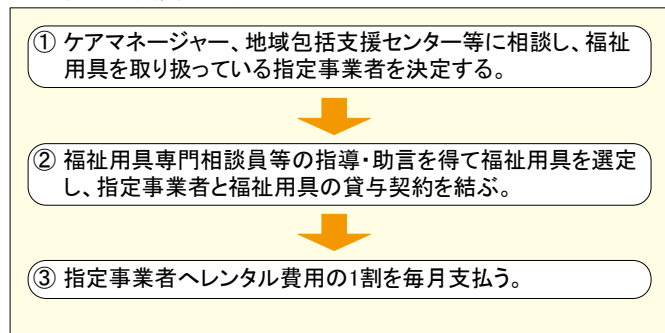


図3 福祉用具購入の流れ

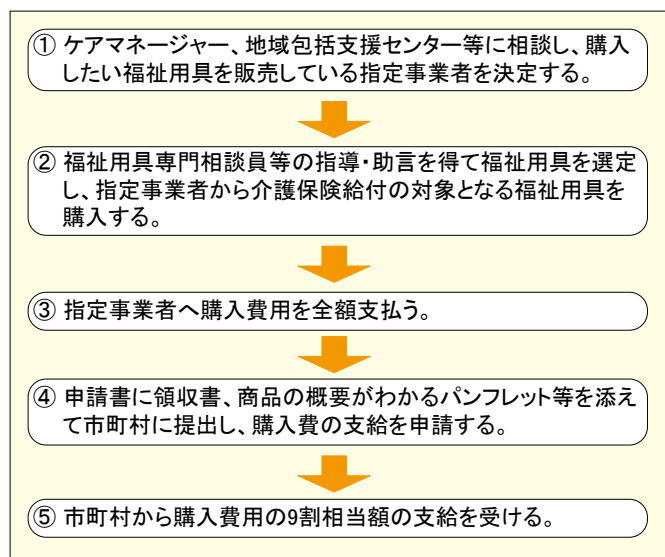
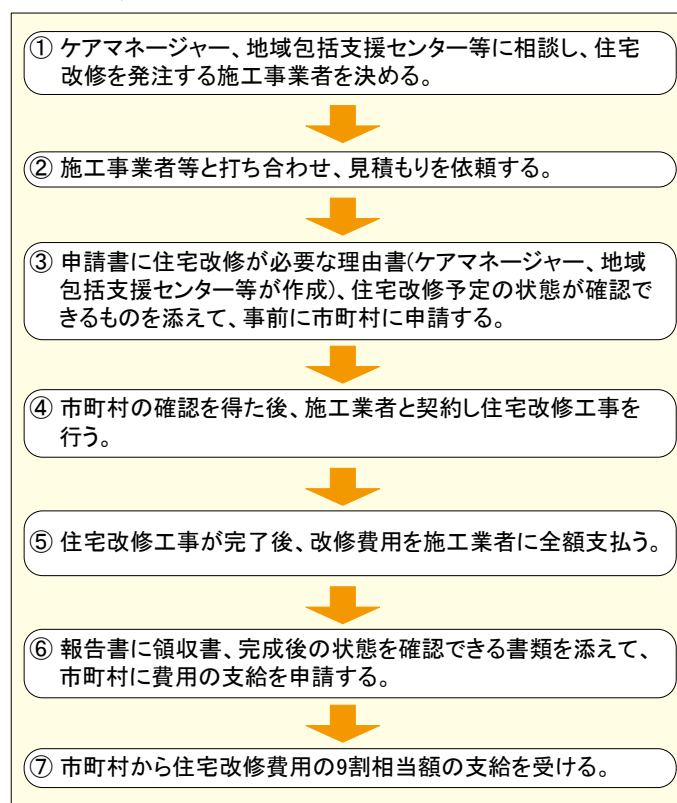


図4 住宅改修の流れ



(1) 介護保険法における福祉用具の定義

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。

(2) 貸与の場合

介護保険における福祉用具の貸与の場合は、要介護度別に定められた限度額の範囲内で福祉用具を利用することができます。なお、限度額以上のサービスの利用を希望する場合は、自己負担となります。

利用にあたっては、介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、都道府県等の指定を受けた指定福祉用具貸与事業所もしくは指定介護予防福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員等と以下の手続きを踏まえ、ケアプランに必要性を位置づけることによって福祉用具が貸与されます。

〈貸与の場合の手続きの流れ〉

- 1) 要介護認定を受けた者が、在宅で介護サービスを利用するため、ケアプランの作成を介護支援専門員等へ依頼する。
- 2) 介護支援専門員等によるアセスメント(健康状態、日常生活動作、家族の状態等の評価等)により問題の特定、ニーズの把握をする。
- 3) サービス担当者会議(各サービス提供者、利用者、家族の参加による意見交換等)を開催して、「福祉用具の利用がその利用者にとって日常生活上の利便性の向上を図るため、もしくは機能訓練のために真に必要なである」との同意を得て、ケアプランに福祉用具貸与を位置づける。(真に必要な品目の選定については、介護支援専門員を中心に身体機能をよく知るリハビリテーションセラピスト(作業療法士(OT)・理学療法士(PT))や日常生活動作能力をよく知る介護専門職(介護福祉士・ヘルパー等)及び福祉用具に精通している福祉用具専門相談員等とサービス担当者会議において協議されます。
- 4) ケアプランに福祉用具貸与を位置づける。ケアプランに基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、同意のうえ利用者と指定福祉用具貸与事業所との間で福祉用具の貸与契約を結ぶ。
- 5) 福祉用具が利用者に貸与される。

利用者は、毎月福祉用具貸与に要する額の1割相当額を貸与事業所に支払うこととなります。(残りの9割相当額は各都道府県の国民健康保険団体連合会から貸与事業所に支払われることとなります。)(図6参照)

なお、要支援1、2及び要介護1の者(軽度者の方)については、その状態像からは利用が想定しにくい車いす等の種目について原則として貸与の対象外とされています。

しかしながら、福祉用具を必要とする状態であることが、①直近の介護認定調査(基本調査)結果をもとに判断された場合、②認定調査結果がない場合でも適切なケアマネジメントにより判断された場合は、例外的に貸与することができます。(図7、図8参照)

また、上記の結果に関わらず、疾病などの要因により、例外的に貸与することが可能な場合もあります。

図5 貸与の対象となるもの

- ① 車いす
- ② 車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換機
- ⑦ 手すり
- ⑧ スロープ
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)
- ⑬ 自動排泄処理装置

図6 介護保険における福祉用具貸与の利用手順(例)

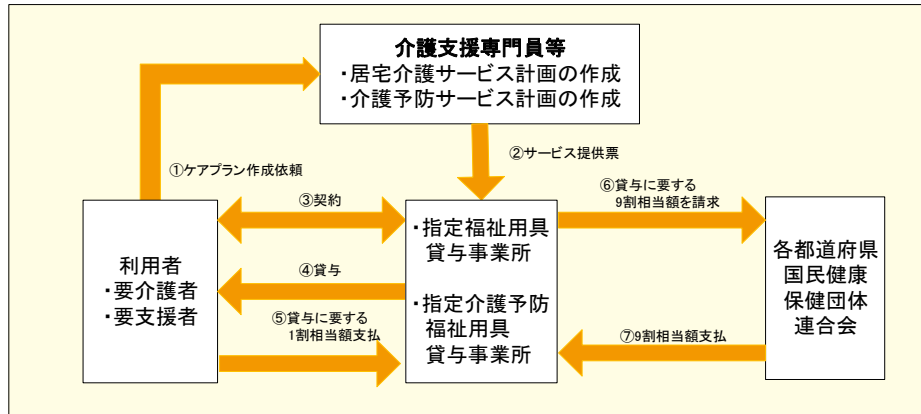


図7 種目ごとの介護保険給付一覧表

	軽度者の方 (要支援1~2、要介護1)	中重度者の方 (要介護2~5)
車いす及び 車いす付属品	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
床ずれ防止用具 及び 体位変換器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
認知症老人徘徊 感知機器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
手すり	保険給付可能	保険給付可能
スロープ	保険給付可能	保険給付可能
歩行器	保険給付可能	保険給付可能
歩行補助つえ	保険給付可能	保険給付可能

- 福祉用具のうち、車いす、特殊寝台（介護ベッド）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）及び自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、軽度者の方（要支援者・要介護1）は、原則として介護保険での保険給付は行われません。また自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護者1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として介護保険での保険給付は行われません。
- ただし、福祉用具を必要とする状態であると特に判断された場合については、介護保険での保険給付を受けることが可能です。（左表太枠参照）

図8 種目ごとの福祉用具を必要とする状態

種目	国で定める福祉用具を必要とする状態
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ○日常的に <u>歩行</u> が困難な者 ○日常生活範囲における <u>移動の支援</u> が特に必要と認められる者
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ○日常的に <u>起き上がり</u> が困難な者 ○日常的に <u>寝返り</u> が困難な者
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に <u>寝返り</u> が困難な者
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ○意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ○移動において全介助を必要としない者
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 ○日常的に <u>立ち上がり</u> が困難な者 ○ <u>移乗</u> が一部介助又は全介助を必要とする者 ○生活環境において <u>段差の解消</u> が必要と認められる者
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能 のものを除く。)	次のいずれにも該当する者 ○排便が全介助を必要とする者 ○移乗が全介助を必要とする者

上記以外の場合でも、一定の条件、手続きにより、例外として保険給付が可能となる場合があります。

(3) 購入の場合

介護保険における福祉用具の購入の場合は、福祉用具専門相談員が作成する福祉用具サービス計画に基づき介護保険の対象となる福祉用具(図9参照)の中から必要な福祉用具を選択し、指定事業者(指定特定福祉用具販売事業所もしくは指定特定介護予防福祉用具販売事業所)から直接購入することとなります。したがって、商品と引き換えに代金を全額支払うこととなります。その後、代金(購入に要した費用)の9割相当額については市町村に請求し、支給を受けます(図10参照)。

ただし、福祉用具購入費の限度額は1年度間で10万円ですので、限度額以上の商品(品目数は問いません)の購入を希望する場合は、自己負担となります。

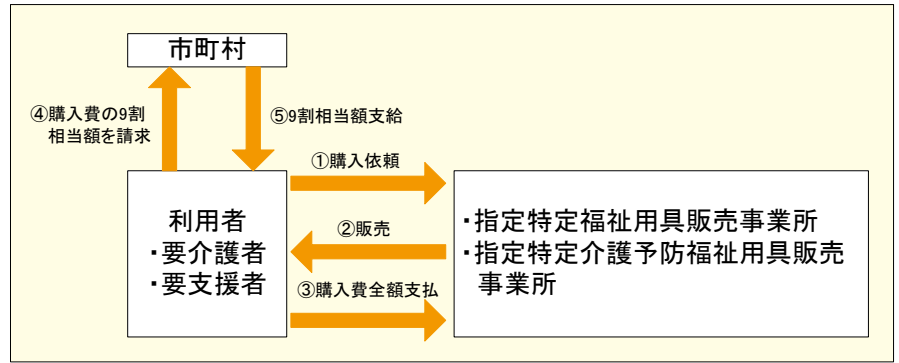
福祉用具購入費の支給にあたっては、申請書等を提出する必要があります。支給申請に必要な書類は次のとおりです。

【必要な書類】①支給申請書 ②領収書 ③福祉用具の概要が記載された書面(パンフレット等)

図9 購入の対象となるもの

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

図10 介護保険における福祉用具購入の利用手順(例)



(4) 住宅改修の場合

介護保険における住宅改修を行う場合は、介護保険の対象となる住宅改修(図11参照)として、工事にかかる改修費用の補助を受けることができます。ただし、住宅改修費の限度額は20万円(保険給付の額は18万円)までとなりますので、限度額以上の工事を行う場合は、自己負担となります。

住宅改修についても、福祉用具の購入の場合と同様に、工事代金を施工業者に全額支払うこととなり、その後、に代金の9割相当額を市町村に請求し、支給を受けます。(図12参照)

改修工事を行うにあたっては、事前・事後に申請書等を市町村に提出し、介護保険給付の対象となる住宅改修工事として認められる必要があります。申請等に必要な書類は以下のとおりです。

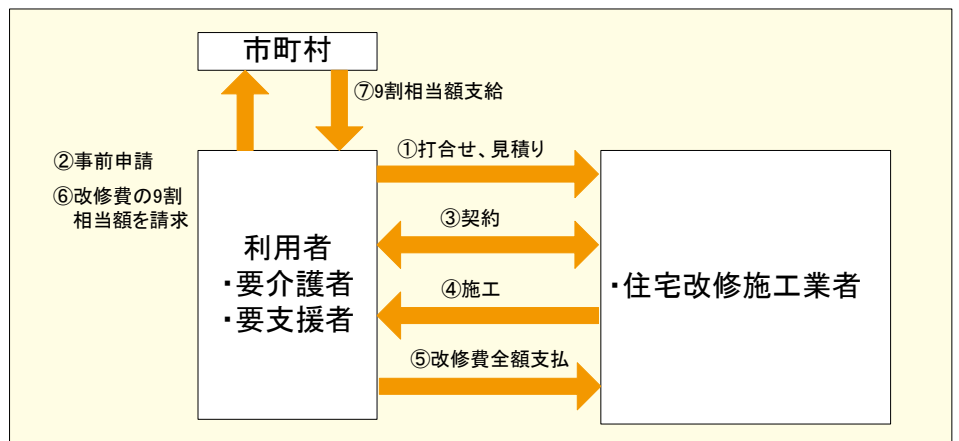
【事前提出が必要な書類】①申請書、見積書 ②住宅改修が必要な理由書 ③住宅改修予定の状態が確認できるもの

【事後報告に必要な書類】①住宅改修に要した費用、その着工及び完成日がわかるもの ②領収証 ③完了後の状態を確認できる書類等 ④住宅の所有者の承諾書(被保険者と住宅の所有者が異なる場合のみ)

図11 住宅改修の対象となるもの

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 様式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他付帯して必要となる住宅改修

図12 介護保険における住宅改修の利用手順(例)



IV 障害者施策における福祉機器(用具)の利用について

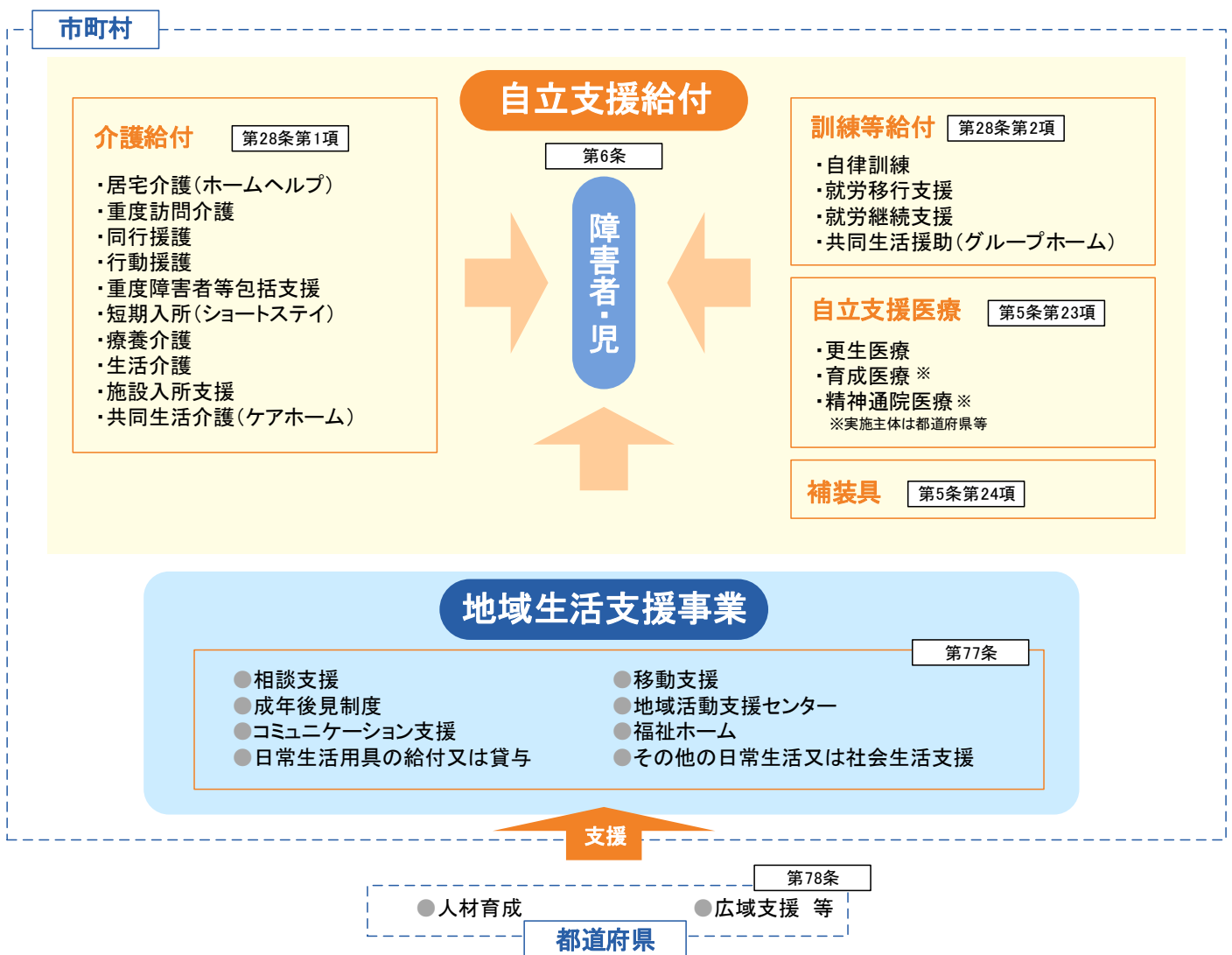
1. 障害者総合支援法の概要

「補装具費の支給」と「日常生活用具の給付又は貸与」については、「障害者総合支援法」に位置づけられています。

(1) 障害者の総合支援法による支援の概要

障害者総合支援法により提供されるサービスの概要は、自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具)等、と地域生活支援事業(相談支援事業など地域の実情に応じて都道府県及び市町村の行う事業等)等により構成されています。

図 13 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



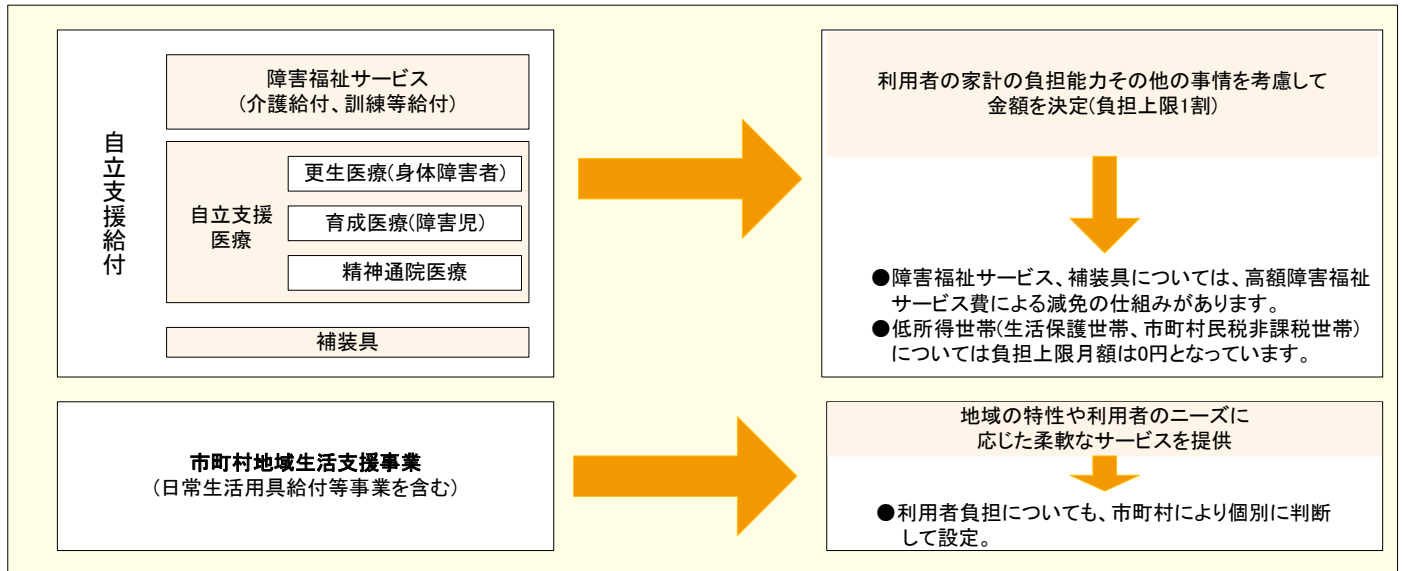
(2) 利用者負担 (図14参照)

①利用者負担額

利用者負担額は原則として1割ですが、利用者の家計の負担能力その他の事情を考慮して減免されます。また、生活保護世帯、低所得世帯の自己負担上限月額は0円となっています。

なお、日常生活用具給付等事業など地域生活支援事業におけるサービス利用料等は、市町村がそれぞれ独自に設定しています。

図 14



②利用者負担額の上限額（障害福祉サービスの場合。）

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

図 15

区分	世帯の収入状況	負担上限月度
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(※1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(※2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者を除きます。 (※3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※1 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

※2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

※3 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」となります。

【所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。】

図 16

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

2. 補装具費支給制度の概要

(1) 補装具費支給のしくみ

- 補装具の購入・修理に係る当事者間の契約制を導入することにより、利用者と事業者との対等な関係によるサービスが受けられるような仕組みとなっています。
- 利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められたときは、市町村がその費用の一部を補装具費として利用者に支給するものです。(※利用者の費用負担が一時的であっても大きくならないよう、代理受領方式も可能。)
- なお、補装具以外にも、同一世帯の中で障害福祉サービス等による給付を受けている場合、それらの利用者負担額の合計額が一定の額を超えるときは、さらに利用者の負担が軽減されます。(高額障害福祉サービス費による減免)

(2) 補装具の定義

障害者総合支援法では、次の3つの要件をすべて満たすものと規定されています。

- ① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

(3) 補装具費支給制度の利用者負担の上限

補装具費支給制度の利用者負担の上限月額を図17のとおりです。なお、障害者福祉サービスと介護保険法に基づく在宅サービス等に係る利用負担を合算したうえで軽減が図られます。

図17

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯※	0円
一般1	市町村民税課税世帯	37,200円

※市町村民税非課税世帯

例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入

【所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。】

図18

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

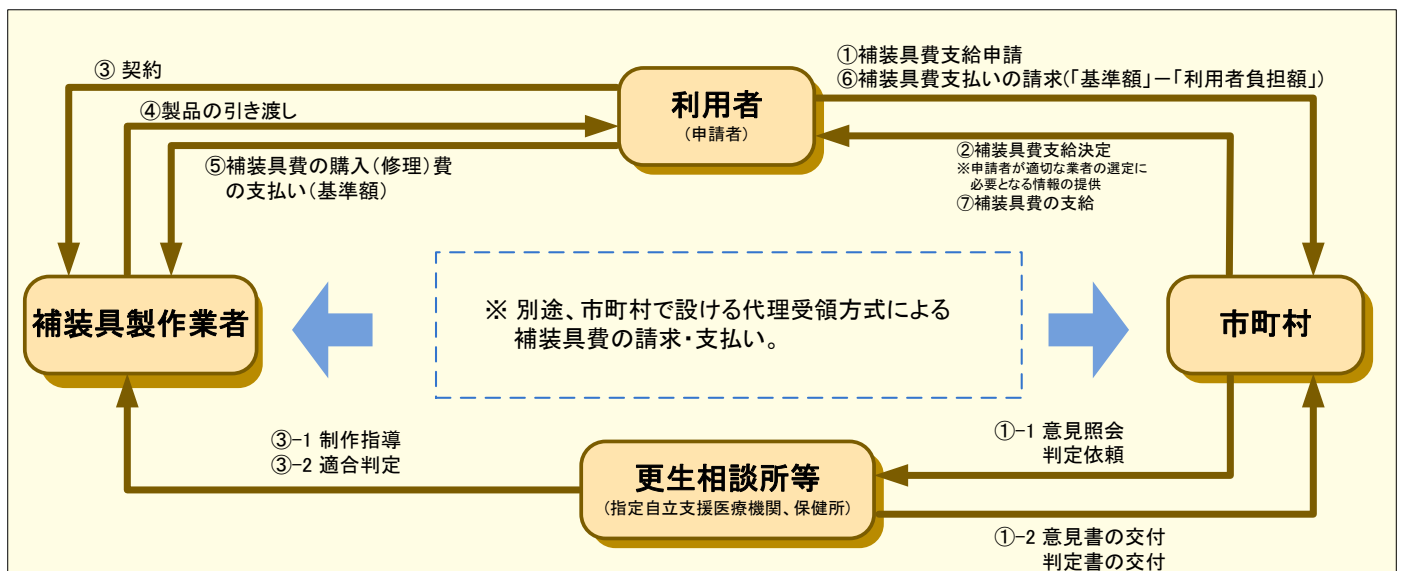
また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の範囲に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、補装具費の支給対象外となります。

(4) 補装具費支給事務の流れ(図19参照)

- ① 利用者から市町村に補装具費支給の申請を行います。
※併せて、低所得世帯の場合には、利用者負担額の減免申請を行うこともできます。
- ② 市町村は、構成相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるかを審査し、適当であると認めた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行います。
※併せて、利用者負担の減免対象者には減免認定を行います。
- ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者と補装具の購入(修理)について契約を結びます。
- ④ 補装具製作者は、契約に基づき補装具購入(修理)等のサービス提供を行います。
- ⑤ 利用者は、補装具製作者から補装具購入(修理)のサービスを受けたときは、業者に対して補装具の購入(修理)に対し基準額を支払います。
- ⑥ 利用者は、市町村に補装具費を請求します。(「基準額」－「利用者負担額」)
- ⑦ 市町村は、利用者からの請求を正当と認めた場合は、補装具費の支給を行います。

図19 補装具費支給事務の流れ(償還払いの場合)



3. 日常生活用具給付等事業の概要

(1) 制度の概要

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

① 対象者

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、難病患者等であって、日常生活用具を必要とする方です。

② 実施主体 市町村

③ 利用者負担 市町村の判断による。

④ 対象品 次の3つの要件を満たし、6種目に該当する市町村が定めた用具です。

■用具の要件

(ア) 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。

(イ) 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。

(ウ) 用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。

図 20 用具の用途及び形状

種目	用具の用途及び形状
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性があるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が用意に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(2) 給付等の事務の流れ(償還払いの場合(例示)/図21参照)

日常生活用具給付等事業は、市町村の判断により決定されるものです。したがって、市町村により給付等の事務の流れや給付費の上限額等は異なります。

以下に示す日常生活用具給付等事業事務の流れは、あくまでも給付の場合の例示です。

- ① 利用者は市町村に日常生活用具の給付申請を行います。
- ② 市町村は、必要な調査等を行い、適当であると認められた場合は利用者に対して日常生活用具の給付決定を行います。
- ③ 市町村は、日常生活用具販売業者に、日常生活用具の給付を委託します。
- ④ 利用者は、市町村から日常生活用具給付決定を受けた後、日常生活用具販売業者と日常生活用具の給付について契約を結びます。
- ⑤ 日常生活用具販売業者は、利用者との契約に基づき日常生活用具給付品を渡します。
- ⑥ 利用者は、日常生活用具販売業者から日常生活用具給付のサービスを受けたときは、業者に対して日常生活用具給付に要した費用を支払います。
- ⑦ 利用者は、領収書を添えて、市町村に公費負担分を請求します。
- ⑧ 市町村は、利用者からの請求が正当と認めた場合は、公費負担分の金額を支払います。

図 21 日常生活用具給付等事業事務の流れ(償還払いの場合の例示)

